

## 男女共同参画センターの相談におけるエンパワーメント ～市民の“困りごと”調査結果から～

○中村聡衣（一般財団法人大阪男女いきいき財団）

服部良子（大阪市立男女共同参画センター中央館 クレオ大阪中央）

2022年に成立した困難女性支援法、および同年の内閣府「女性版骨太方針」（女性活躍・男女共同参画の重点方針）2022」を受けて大阪市では困難な状況にある市民の実態を多様な視点から確認する調査を実施した。困難女性支援法は対象が女性であるが、男女共同参画課題として骨太方針の中ではいくつかの男性にかかわる課題も設定されている。単に女性の課題のみに対処すれば解決がかなうのではなく、男性の困難課題に対処することが女性の困難課題の解決につながることは自明であるからであろう。「男女共同参画の視点から」市民の生活実態を“困りごと”を焦点として多角的、相互的な調査を実施することとなった。

困りごとの種類は、第一の分野は生活面である。生計費、住宅に関連する領域、子育て教育の領域さらに健康関連、人間関係そして、地域活動などのジャンルを設定している。そして第二の分野に仕事関連とし、生活・家庭（家事・育児・介護）との両立関連、テレワーク、就職活動を設定した。さらに第一と第二の分野の両方にかかわる第三の分野としてDVハラスメントについても、今回調査では生活と仕事と両方の領域に関連することとして設定している。同様に、第四の分野ともいえる情報収集、そのツール、さらに相談に関連することがらは両方に関連している。

その調査結果から導かれる考察の主要論点は次の通りである。

- 1 経済的状態は、今回の4つの領域の多くの場合いずれの困りごとと関連している。生計費、住まい関連、DVハラスメントなどで顕著である。年齢階層ごとの困りごとの特性として中高年層は老後生活費と困りごととすることがめだつた。また20歳代の年齢層において教育費を困りごととしている。
- 2 生活と仕事の両者にかかわる困りごとが目立つ。仕事と家庭の両立について男性が困りごととすることが確認でき、女性中心とされがちな両立支援政策の提供の問題点を浮かび上がらせた。
- 3 男女共同参画の視点という意味で、仕事と生活と両方にかかわるDVハラスメントについて困りごととしての実態が確認できた。
- 4 人間関係とコミュニケーション領域の困りごとは、家庭、仕事、そして地域などの活動領域で生ずる人間関係にともなうものである。2人に1人が困っていて男女共通である。DVハラスメントの困りごとともこの延長線上に位置しているといえる。
- 5 情報収集や相談ツールとしてインターネットやSNS利用の比率がきわめて高い。これは年齢階層を問わない実態が確認できた。
- 6 相談の機能や役割について確認できた。すなわち必ずしも相談の結果が解決につながらなくても一定の効用が認められていることが示された。

経済的困難課題は、ほとんど全ての困難課題と深く関わっており、生活の諸問題が時間確保と不可分であることも示された。世帯年収が低い層の方がコミュニケーションの頻度が低い傾向にあり、収入の貧困と人間関係の貧困、情報の貧困の関連性がみられる。つまり、所得が低いほど、人間関係が希薄であり、孤立しやすい。孤立状態はSOSを発してよいという社会や周囲への信頼性の乏しさにつながるものである。結果として、対処に役立つ社会資源があることの情報や認知の不足により、“困りごと”の対処へのアクセスやそのきっかけを得ることが困難となるのである。

男女共同参画センターでは、市民生活における“困りごと”への対処の一つとして相談事業を行っている。そこでは、継続性と専門性をもって相談者のエンパワメントの段階に応じて支援しているが、相談内容は必ず解決に至るものばかりではない。しかし、相談者が即の解決では難しくても課題に関する見通し、あるいは解決が困難な課題とのつきあい方を会得するという効果もあり得る。例えば、当事者同士が気持ちの共有するグループワークにおいて、参加者が共感と安心を得て自信を取り戻し、エンパワーしあうプロセスがこれにあたる。このような展望が得られることは、ポストコロナ時代におけるセーフティネットの構築においても極めて有益であるといえる。

（キーワード：女性のエンパワーメント、困難の連鎖、セーフティネット）